

「特定公益増進法人」に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の違いについて

	「特定公益増進法人に対する寄付金」	「受配者指定寄付金」
概要	<p>特定公益増進法人(※注1)として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度。</p> <p>寄付者 ⇒ 本学園</p>	<p>法人が私立学校へ寄付をする際に、学校へ直接寄付するのではなく、私学事業団を介して学校へ寄付をする形の寄付金制度。</p> <p>寄付者 ⇒ 私学事業団 ⇒ 本学園</p>
税の優遇措置	<p>特定の計算式に基づいた一定額を所得控除(個人)もしくは損金算入できる (資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2(注2)</p>	<p>全額が損金算入できる</p>
利用できる対象者	<p> 個人  自営業者・個人事業主など ※一般の法人も利用可</p>	<p> 法人税を納めている法人 ※個人の方は利用できない</p>

①受配者指定寄付金(全額損金算入が認められる寄付金)のご案内

受配者指定寄付金とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、所得税法第78条第2項第2号及び法人税第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号)をうけており企業等法人が私立学校へ寄付した場合、寄付者に対して税制上の優遇措置(寄付金全額の損金算入)を行うためのものです。

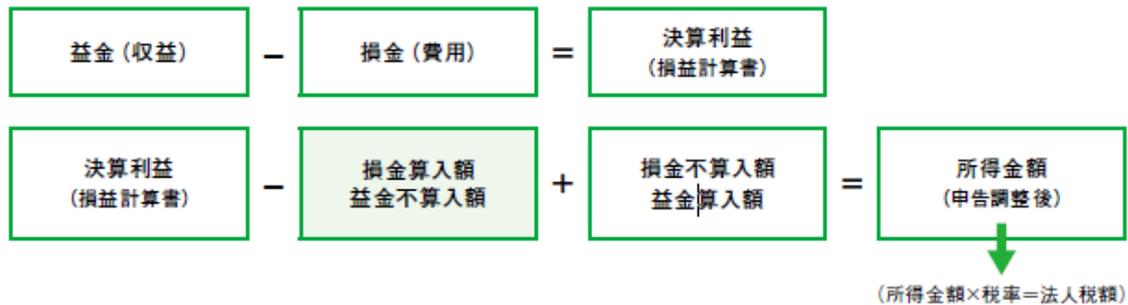
この寄付金は、法人の寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入されます。

なお、確定申告に際して損金算入の手続きを受けるためには、私学事業団が発行する

「寄付金受領書」が必要となります。発行され次第、本学園より送付いたします。

私学事業団の「受領日」は本学園へのご入金約1ヶ月後、「寄付金受領書」の郵送には2ヶ月程度かかります。

税制上の優遇措置について



・一般の企業は基本的に税の優遇措置の幅が大きい「受配者指定寄付金」のご利用をお勧めしています。

(*注1) 特定公益増進法人「公益の増進に著しく寄与する」と官庁が認定した法人を指す。

(*注2) 特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

②特定公益増進法人に対する寄付金(一定額の損金算入可能)のご案内

この寄付金は特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金算入することができます。損金算入は本法人発行の「寄付金領収書」及び「特定公益増進法人であることの証明書(写)」によって法人税減免の手続きをすることができます。

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入する事ができます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

■特定寄付金の損金算入限度額の計算方法

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めることができます。

「特定公益増進法人であることの証明書(写)」は、学園でご入金の確認がとれ次第、領収書と併せてお送りいたします。